

※この借用証書は、租税特別措置法第91条の3第2項の規定により印紙税が課されません。

# 奨学金借用証書

借用金額

百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---

公益財団法人長岡市米百俵財団の奨学金として上記金額を借用いたしました。ついては、貴財団の奨学金貸付規程を守り、裏面奨学金返還明細書のとおり滞りなく返還いたします。

万一、正当な事由がなく奨学金の返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、奨学金返還明細書に記載した返還期限の到来前において返還未済額の全部を一括返還することを請求され、強制執行の手続きをとられても異議ありません。

令和 年 月 日

公益財団法人長岡市米百俵財団

理事長 高橋 譲 様

奨学生 (借用者)	(ふりがな) 氏名						印
	住所	〒		電話番号	携帯電話番号		
	生年月日	年	月	日	職業		
	就職先	〒		電話番号			

連帯保証人	(ふりがな) 氏名						印 実印
	住所	〒		電話番号	携帯電話番号		
	生年月日	年	月	日	職業	本人との 続柄	
	勤務先	〒		電話番号			

# 奨学金返還明細書

(ふりがな) 氏名				奨学生番号	No.										
生年月日	年	月	日	借用終了年月 (理由)	年	月	(満期・辞退・廃止)								
借用金額内訳	借用期間		借用月数	借用月額			借用金額								
				万	千	百	拾	円	百	拾	万	千	百	拾	円
	年	月	～	年	月	か	月								
	年	月	～	年	月	か	月								
	年	月	～	年	月	か	月								
借用金額合計 【返還総額】													円		
返還期間	初回	年	月	年間	返還方法	年賦 ・ 半年賦 ・ 月賦									
	最終	年	月		口座振替 期日	年 賦・・・毎年 12月27日 半年賦・・・毎年 8月27日及び12月27日 月 賦・・・4月から開始 毎月27日									
返還計画	年度	賦金	年度	賦金	年度	賦金	年度	賦金							
	年度	据え置き 期間	(第4回) 年度	円	(第8回) 年度	円	(第12回) 年度	円							
	(第1回) 年度	円	(第5回) 年度	円	(第9回) 年度	円	(第13回) 年度	円							
	(第2回) 年度	円	(第6回) 年度	円	(第10回) 年度	円	(第14回) 年度	円							
	(第3回) 年度	円	(第7回) 年度	円	(第11回) 年度	円	(第15回) 年度	円							
特記事項															

**(記入上の注意)**

- 1 借用金額-----在学中借用した奨学金総額を記入する。  
(金額を訂正したときは、必ず奨学生の訂正印を押印すること。)
- 2 連帯保証人--奨学生が未成年の場合は、その保護者(親権者または未成年後見人をいう。)、  
成年者の場合は、父母兄弟またはこれに代わる者
- 3 本人・連帯保証人はそれぞれ署名して鮮明に押印する(連帯保証人は実印)。
- 4 記入は正確・鮮明に、楷書で書くこと。
- 5 返還期間は、貸付期間終了後、1年間の据え置き期間を経過して10年以内(借用月額7万円の場合は、15年以内)の期間とすること。
- 6 租税特別措置法第91条の3第2項の規定の適用により印紙税は課されません。